

(参考2) 農業水利施設の管理と処分にかかわる法令等

●国営農業水利施設の場合

◇ 土地改良法

第94条の6第1項 (国有土地物件の管理及び処分)

農林水産大臣は、土地改良財産(第94条第2号に掲げる土地を除く。)を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

◇ 土地改良法施行令

第58条第1項 (管理受託者の義務)

管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第59条第1項 (他目的への使用等)

管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

●都道府県営農業水利施設の場合(例)

◇ 新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例

第3条 (知事の管理)

知事は、土地改良財産を管理する。

第4条 (管理の委託)

知事は、土地改良財産の管理を土地改良区等に委託することができる。

第7条 (他目的への使用)

管理受託者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の目的又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、又は使用させることができる。

第10条 (収益の帰属)

受託にかかる土地改良財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。

●その他農業水利施設の場合(例)

◇ 亀田郷土地改良区道路および水路使用規程

第2条の1 (他目的への使用等)

亀田郷土地改良区は、土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し若しくは収益し、または使用させ若しくは収益させることができる。

◇ なお、平成17年度の法定外公共物の市町村への移行について、新潟市等と亀田郷土地改良区等との協議の結果、「土地改良区の区域に存在する土地改良施設の敷地である法定外公共物は、土地改良法に基づき土地改良区が管理する」旨の条文が規定された。

2) 共有持分付与

基幹的な土地改良施設の共有持分付与については、土地改良法第94条の4の2に規定されています。

共有持分付与とは、基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産で、公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため、その本来の用途又は目的を妨げない限度で、事業を行なう者に対し共有持分を与えることです。ここでは、「本来の用途又は目的」とは「かんがい」、「その他の公共の利益となる事業」とは「環境用水を通水するための事業」となります。

■ 環境用水の水利権は、許可期間が原則3年間を上限とし、更新条項も付されないことから、施設財産を共有する方法は例外的な場合が想定されますが、環境用水の水利権主体予定者が財産を共有しようとするときは、土地改良法等の手續きに基づいて共有持分、対価の額、管理費用等の協議を行わなければなりません。

■ 共有持分付与

1) 環境用水を通水する施設が土地改良財産の場合

土地改良財産の共有持分の付与は、次の要件に適合するか十分な検討を行う必要があります。

- ① 公共事業の用に兼ねて供するための特別の必要があること
- ② 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げないこと
- ③ 土地改良財産の耐用年数が到来するまで使用することが見込まれること
- ④ 土地改良財産の有効利用に資するものと認められること

2) 環境用水を通水する施設が公有財産(行政財産)の場合

土地改良施設の所有者等と協議する必要があります。

◆関係法令等◆

土地改良法第94条の4の2第2項

取扱規則第22条の3

基本通達第8

2-8. 水利使用許可申請書

環境用水の水利権を取得するにあたっては、河川法第 23 条等に基づく許可の申請を行う必要があります。

■ 水利使用に関する河川法第 23 条の許可の申請をする場合には、河川法施行規則において定められている許可申請書に所要事項を記入し、次に掲げる事項を記載した図書を添付する必要があります。

1. 水利使用に係る事業の計画の概要
2. 使用水量の算出の根拠
3. 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
4. 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要
 - (1) 治水
 - (2) 関係河川使用者の河川の使用
 - (3) 竹木の流送又は船若しくはいかだの通航
 - (4) 漁業
 - (5) 史跡、名勝及び天然記念物
5. 河川法第 38 条ただし書きの同意書の写し
6. 取水工作物の使用について申請者が権原を有することまたは権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
7. 他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面
8. 河川法施行規則第 39 条ただし書きについて
9. その他参考となるべき事項を記載した図書

このほか、河川法第 24 条、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可の申請にあたっては図書に追加で記載が必要となります。（河川法施行規則第 11 条参照）

(参考)

- ・ 仙台市 許可申請書及び添付図書（目次）
- ・ 新潟市 許可申請書及び添付図書（目次）

(参 考) 仙台市 許可申請書及び添付図書 (目次)

○仙台市 許可申請書

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様
(土木部河川課扱い)

申請者 仙台市青葉区国分町3-7-1

仙台市長 梅 原 克 彦

別紙のとおり、河川法第23条及び第24条の許可を申請します。

(環境用水水利使用)

- 1. 河川の名称 名取川水系広瀬川
- 2. 水利使用の目的 浄化及び修景のため
- 3. 取水口の位置 仙台市若林区石名坂95番の2地先(広瀬川左岸)
- 4. 放水口の位置 仙台市若林区日辺字新田42-1番地先(名取川左岸)
仙台市宮城野区扇町六丁目6-1地先(梅田川右岸)

5. 取水量等

(1) 最大取水量

区分	期間	10月15日から翌年4月24日まで
取水量		0.3 m ³ /s

(2) 取水期間

六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業(以下「本通水事業」という。)の取水期間については、前回の許可申請では、10月15日から翌年4月19日までとしていた。

今回の許可申請にあたり、過去10年間に於ける4月20日から24日までの広瀬川の流量は維持流量(2.0 m³/s)を十分超えており、さらに、平成18年11月に行ったアンケート調査においても、通水をできるだけ長く実施してほしいという市民要望が多いことから、これまでの通水実績を踏まえ、既存の灌がい用水水利使用者等との調整を図ってきた。

この結果、灌がい期の準備作業について、

- ① 灌がい用水の取水直前に進んでいた愛宕堰の角落し設置作業のほとんどが、本通水事業が開始する10月に行われることとなった。
- ② 灌がい用水の通水前に進んでいた水路清掃等が本通水事業により、ほとんど不要となった。

このため、通水期間を延長しても灌がい用水への支障はなくなった。

よって、本通水事業の取水期間は灌がい用水開始までの4月24日まで延長したい。

なお、本通水事業の最大取水量が0.3 m³/sであり、灌がい用水としては少なすぎることや通水後は主要な水田地帯の上流側にある雨水排水施設への落水となるものであり、また、分水ゲートの操作は仙台市の責任のもとに行うことから、灌がい用水としての利用されることはない。

6. 取水の方法

名取川水系広瀬川 広瀬橋観測所において、河川流量が10月にあっては維持流量2.5 m³/s以上の場合、それ以外の取水期間にあっては、維持流量2.0 m³/s以上の場合に取水する。

なお、取水は愛宕堰から自然流入によって取水し、七郷堀に導水する。

7. 工作物及び土地の占有

名称又は種類	工作物の位置又は占有の場所	工作物の構造又は能力	占有面積	摘要
愛宕堰	<p>仙台市若林区土樋244番地先 (広瀬川左岸)</p> <p>仙台市太白区越路2番10地先 (広瀬川右岸)</p>	コンクリート 堰堤	2,629.47 ㎡	<p>愛宕堰は仙台市所有であり、農業用取水施設と兼用する。</p> <p>なお、灌がい期に取水した農業用水は仙台東土地改良区で使用している。</p> <p>(参考)放水口の占有許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名取川放水口 平成16年12月14日付け国東整仙河管第209号(平成22年3月31日まで。下水道雨水排水施設と兼用) ・ 梅田川放水口 平成17年1月4日付け宮城県(仙東土)指令第566号(平成26年3月31日まで。下水道雨水排水施設と兼用)

8. 土地の掘さく等
該当なし

9. 水利使用の期間
平成19年10月15日から平成22年4月24日まで

10. 工期
該当なし

目 次

1. 水利使用に係る事業（六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業）の計画の概要	1
(1) 環境用水の導入に係る経緯	1
① 仙台市における基本施策	1
② 六郷堀・七郷堀周辺の歴史的背景と地域特性	2
③ 仙台地域水循環協議会	3
④ 合意形成過程	5
(2) 前回許可通水事業の概要	5
① 主要諸元及び通水結果概要	5
② 通水実績等	6
③ 地域住民と行政との協働	6
④ 市民への情報提供	11
(3) 六郷堀・七郷堀への汚濁負荷削減対策	11
(4) 管理体制	11
① 取水・排水管理	11
② 施設維持管理体制	14
③ 情報伝達体制	15
2. 使用水量の算出根拠	16
(1) 愛宕堰取水量の算定	16
① 修景の観点からの取水量の算定手法	16
② 流速による取水量の設定	16
③ 流速に基づく各水路の流量の算定	17
④ 各水路における流量配分比	19
⑤ まとめ	19
(2) アンケート調査による検証	21
① 景観改善に関する効果	21
② 河床堆積物に関する効果（悪臭改善の観点を含む）	21
③ 臭気防止に関する効果	22
④ 水質に関する効果	22
(3) 試験通水による検証	22
① 平成13年度及び14年度試験通水	22
② 平成15年度試験通水	23
③ まとめ	23
3. 河川流量と申請取水量及び関係河川使用者取水量との関係を明らかにする計算書	23
4. 水利使用による影響及びその対策の概要	24
(1) 治水	24
(2) 関係河川使用者の河川使用	24
(3) 竹木の流送または舟もしくはいかだの通航	24
(4) 漁業	24

(5) 史跡, 名勝及び天然記念物	25
5. 河川法第38条ただし書きの同意書の写し	25
6. 取水工作物の使用について申請者が権原を有することまたは権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	25
7. 他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面	25
8. 河川法施行規則第39条ただし書きについて	25
9. その他参考事項を記した図書	25
(1) 位置図・用排水系統図・取水施設の現況写真	25
(2) 公図等図面一式	25
(3) 河川流況	25
日流量年表(名取川水系広瀬川 広瀬橋観測所)	25
日流量年表(名取川水系広瀬川 愛宕堰下流)	25
平成17年度六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業水質検査結果	25

- 資料1 名取川水系における環境用水需要実態調査について
- 資料2 啓発イベント「七郷堀 水と音, 光の夕べ」(六・七郷堀サポーターズ)
- 資料3 広瀬川創生プラン
- 資料4 六郷堀・七郷堀等非灌がい期試験通水アンケート結果(平成14, 18年度)
- 資料5 仙台市合流式下水道緊急改善事業概要
- 資料6 広瀬川における正常流量設定値説明資料
- 資料7 六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業に係る愛宕堰取水ゲート操作規程
- 資料8 広瀬名取川漁業協同組合 議事録
- 資料9 仙台東土地改良区 同意書
- 資料10 六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業に関する覚書
- 資料11 水路の目的外使用に関する議事録

(参 考)新潟市 許可申請書及び添付図書(目次)
(亀田郷地区)

○新潟市 許可申請書

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

北陸地方整備局長 殿

申請書 住所 新潟市中央区学校町一番町602番地1

氏名 にいがしきょう 新潟市長 しのだ 篠田 あきら 昭

別紙のとおり、河川法第23条の許可を申請します。

(水利使用)

1. 河川の名称 信濃川水系信濃川

2. 水利使用の目的 新潟市亀田郷西部地区環境用水 (水質保全, 景観保全, 生態系保全)

3. 取水口および放水口の位置

(1) 取水口の位置

新潟市江南区和田795番地先 (信濃川右岸)

(2) 放水口の位置

1) 新潟市中央区清五郎字川西316番2地先 (信濃川水系鳥屋野潟)

[清五郎排水路]

2) 新潟市中央区鐘木736番2地先 (信濃川水系鳥屋野潟)

[新堀排水路]

3) 新潟市中央区太右エ門新田字一分田504番1地先 (信濃川水系鳥屋野潟放水路)

[大堀排水路]

4. 取水量等

最大取水量

期 間	取水量
9月11日から10月31日まで	2.02 m ³ /sec.
11月 1日から 1月31日まで	0.95 m ³ /sec.
2月 1日から 3月31日まで	2.15 m ³ /sec.
4月 1日から 4月23日まで	2.09 m ³ /sec.

5. 取水の方法

新潟市江南区和田地内右岸側より, 取入樋管工 (B3.00m×H3.00m) 2連で取水する。

導水した環境用水は, 西線用水路から大堀排水路に, 東線用水路から新堀用水路を経て新堀排水路に, 東線用水路から鍋潟排水路に, 東線用水路から丸潟新田用水路を経て清五郎排水路に, 東線用水路から清五郎排水路下流に配水する。

6. 工作物および土地の占用

名称 又は種類	工作物の位置 又は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘要
(河川区域) 舞潟揚水機場	新潟市江南区和田 795 番地先 (信濃川右岸)	取入樋管工 B3.0m×H3.0m 2連	m ²	舞潟揚水機場は新潟県所有であり、農業用取水施設を利用する。
(河川保全区域) 舞潟揚水機場	新潟市江南区和田 795 番地先 及びその地先 (信濃川右岸)	揚水機場導水路		なお、かんがい期に取水した農業用水は亀田郷土地改良区で使用している。

7. 土地の掘さく等
該当なし

8. 水利使用の期間
許可の日から3ヶ年間

9. 工期
該当なし

目 次

1. 水利使用に係る事業計画の概要	… 1
(1) 環境用水の導入に係る経緯	… 1
(2) 新潟市の基本施策	… 1
(3) 事業計画	… 1
(4) 取水の方法	… 3
2. 使用水量算出の根拠	… 4
(1) 取水量の算定	… 4
(2) 試験通水調査による検証	… 9
(3) 効果の検証	… 9
3. 河川流量と申請取水量及び関係河川使用者取水量との関係を 明らかにする計算書	… 12
(1) 河川流量	… 12
(2) 関係河川使用者の取水量との関係	… 12
4. 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要	… 16
(1) 治水	… 16
(2) 関係河川使用者の河川の使用	… 16
(3) 竹木の流送または舟もしくはいかだの通航	… 16
(4) 漁業	… 16
(5) 史跡、名勝および天然記念物その他美観風致	… 16
5. 河川法 第38条ただし書きの同意書の写し	… 17
(1) 新潟県農地部（舞潟揚水機）	
(2) 白根郷土地改良区（瀬ヶ通揚水機、鷺ノ木揚水機）	
(3) 亀田郷土地改良区（舞平揚水機）	
(4) 信濃川漁業協同組合（養魚用水）	
(5) 西蒲原土地改良区（鳥原揚水機、北場揚水機）	
(6) 新潟市水道局（水道）	
6. 取水工作物の使用について申請者が権原を有すること または権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	… 18
6-1 その他の法令の許可申請書の写し	

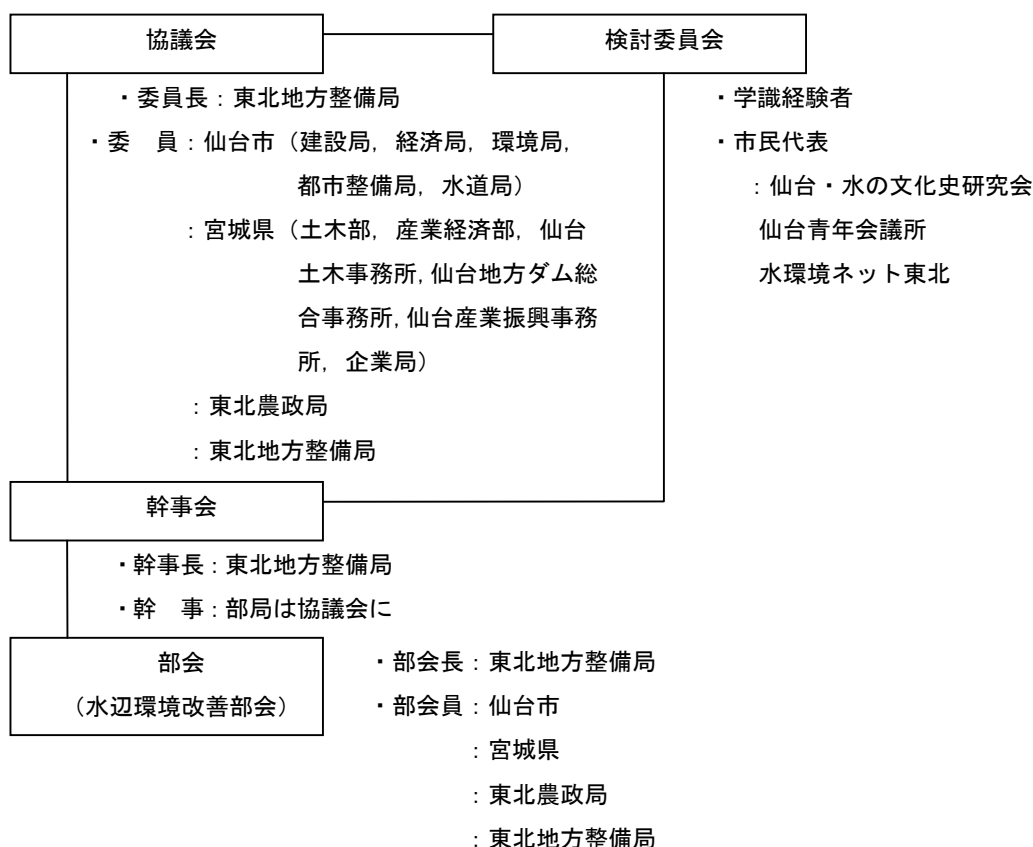
7. 他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けていることを示す書面 または受ける見込みに関する書面	… 2 2
8. 河川法施行規則 第 39 条ただし書きについて	… 2 3
9. その他参考事項を記した図書	… 2 4
(1) 信濃川 舞瀉揚水機場ゲートおよび仕切型弁操作規程 (案)	… 2 4
(1) - 1 新潟市亀田郷西部地区環境用水取水規程 (案)	… 2 9 - 1
(2) 環境用水 用排水系統図	… 3 0
(3) 申請ヶ所の写真	… 3 1
(4) 取水施設の占用	… 3 3
(5) 取水口および放水口の地番図	… 3 4
(6) 舞瀉揚水機場取水樋門工および制水弁工の図面	… 3 8
(7) 各用排水路の標準断面図	… 4 2

2-9. 運営組織の立上げ

環境用水の取得には、多くの関係者が関わるため、それらの関係者から構成される協議の場として運営組織を設けることが効果的です。

運営組織においては、水利権取得に関するさまざまな調査・検討の円滑な推進、並びに情報の共有化のためにも有効な場となります。

- 環境用水に関する関係者は、その地域によって様々ですが、農業水利施設の所有者、管理者、かんがい用水の水利権者、市町村の関係部局、県の関係部局、河川管理者等での組織を検討します。また、必要に応じて関係集落の自治会等の参加も検討します。
- 生態系保全の目的で環境用水を取得する場合、その地域での生態系の専門家に運営組織の構成員への参画を依頼し、助言を求められるような体制も検討します。
- 運営組織では、運営方針、役割分担、スケジュール、連絡体制等の決定や、環境用水の取水にあたっての問題点の抽出、その方策、効果、維持管理体制、今後の展開等を検討することとします。なお、試験通水等によって関係者が判りやすく検証できるような方策も検討します。



仙台市における運営組織の事例
(仙台地域水循環協議会)